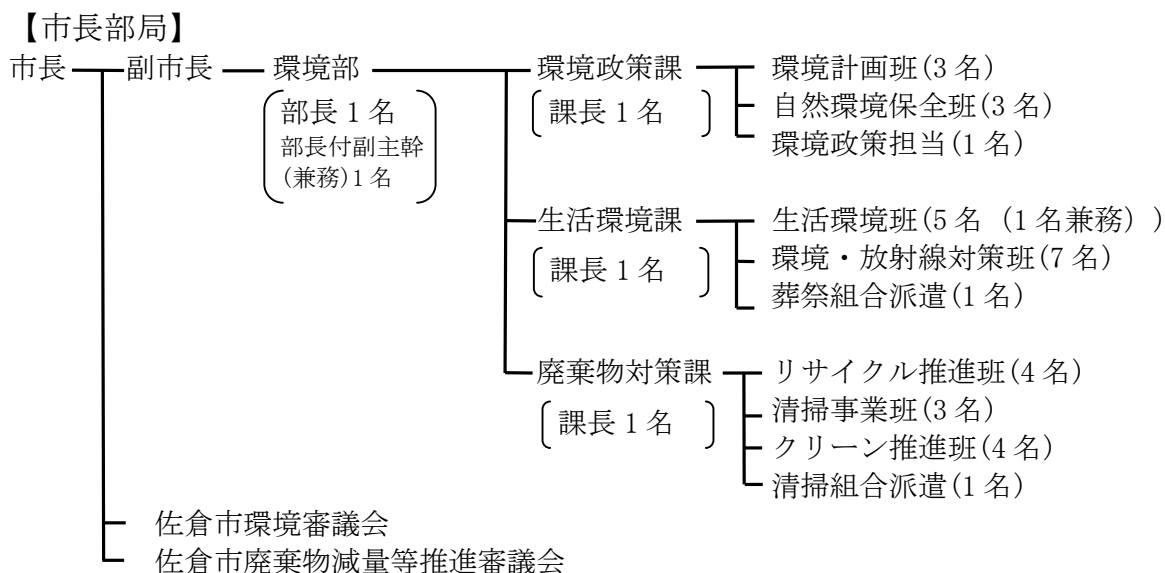


## 第2章 環境行政の概要

### 第1節 行政組織

#### 1. 組織

平成28年4月1日現在の環境行政関連部署の組織は、次に示すとおりです。



#### 【一部事務組合】

- 佐倉市、酒々井町清掃組合  
業 務：一般廃棄物の中間処理及び最終処分  
所在地：印旛郡酒々井町墨 1506 番地
- 印旛衛生施設管理組合  
業 務：し尿処理  
所在地：佐倉市宮本 332 番地
- 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合  
業 務：火葬場・式場  
所在地：佐倉市大蛇町 790 番地 4

## 2. 事務分掌

平成 28 年 4 月 1 日における、環境部環境政策課、生活環境課及び廃棄物対策課の所管する業務（事務分掌）は、次のとおりです。

### 環境政策課

- (1) 環境保全施策の調査研究、企画及び調整に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 環境影響評価の意見総括に関すること。
- (4) 環境審議会に関すること。
- (5) 自然環境の保全（他の所管に係るものを除く。）に関すること。
- (6) 自然公園に関すること。
- (7) 印旛沼の水質浄化に関すること。
- (8) 地球温暖化対策に関すること。
- (9) 鳥獣の飼養登録に関すること。

### 生活環境課

- (1) 空き地の雑草等の除去に関すること。
- (2) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に関すること。
- (3) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関すること。
- (4) 快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に係る総合調整に関すること。
- (5) 合併浄化槽の設置及び維持管理の助成並びに普及促進に関すること。
- (6) し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分に関すること。
- (7) 公衆トイレ（他の所管に係るものを除く。）の設置及び管理に関すること。
- (8) 専用水道、簡易専用水道及び小規模水道の規制等に関すること。
- (9) 飲用井戸等の衛生対策に関すること。
- (10) 環境対策及び公害防止の調査研究、企画及び調整に関すること。
- (11) 公害の監視、測定、分析、規制及び苦情処理に関すること。
- (12) 地質環境対策に関すること。
- (13) 千葉県環境保全条例（平成 7 年千葉県条例第 3 号）に関すること。
- (14) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）及び環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく規制等に関すること。
- (15) 放射線対策に係る計画に関すること。
- (16) 放射線対策に係る総合調整に関すること。
- (17) その他放射線対策に関すること。
- (18) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合との連絡調整に関すること。
- (19) 印旛衛生施設管理組合に関すること。

### 廃棄物対策課

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に関すること。  
（産業廃棄物の処理及び生活環境課の事務分掌中第 6 号に掲げる事務を除く。）
- (2) 不法投棄に関すること。
- (3) 土地の埋立て、盛土及び堆積行為の規制に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理施設の整備計画に関すること。

- (5) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (6) 小篠塚一般廃棄物最終処分場に関すること。
- (7) 佐倉市、酒々井町清掃組合に関すること。

## 第2節 審議会

### 1. 佐倉市環境審議会

環境保全に関する事項を調査・審議するため、市長の諮問機関として「佐倉市環境審議会」を設置しています。

環境審議会は、委員12名以内で組織され、その構成は、公募による市民、識見を有する者、各種団体の代表となっています。各委員の任期は2年間で、現在の委員の任期は、平成28年5月1日から平成30年4月30日までです。

表1-2-1 佐倉市環境審議会委員（平成28年5月1日現在）

◎会長 ○副会長

名称	氏名	所属等
公募による市民	加納 裕二	市民
	川村 健	市民
	古市 正夫	市民
識見を有する者	◎本橋 敬之助	(公財)印旛沼環境基金
	杉戸 一寿	千葉県印旛健康福祉センター (千葉県印旛保健所)
	古嶋 美文	佐倉市校長会
	○中村 圭三	敬愛大学教授
	原 慶太郎	東京情報大学教授
	瀧 和夫	千葉工業大学名誉教授
各種団体の代表	斉藤 芳江	千葉みらい農業協同組合
	金子 恭子	佐倉商工会議所

表1-2-2 佐倉市環境審議会開催状況（平成27年度）

開催回数	年月日	議 題
第1回	H27. 11. 18	議事 (1) 佐倉市地球温暖化対策地域推進計画の改定について（諮問） (2) 佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出に関する条例の廃止について（報告）
第2回	H28. 3. 24	議事 佐倉市地球温暖化対策地域推進計画の改定について（答申(案)の検討） 答申 佐倉市地球温暖化対策地域推進計画の改定について

## 2. 佐倉市廃棄物減量等推進審議会

佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、廃棄物の減量及び適正処理の推進のため、市長の諮問機関として平成10年度から「佐倉市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

審議会は、学識経験者、市民代表、事業者代表、市長が必要と認める者で構成され、現在13名の委員で組織されています。

なお、各委員の任期は2年間で、現在の委員の任期は、平成26年11月18日から平成28年11月17日までです。

表1-2-4 佐倉市廃棄物減量等推進審議会委員（平成28年4月1日現在）

◎会長 ○副会長

名称	氏名	所属等
学識経験者	◎中村 圭三	大学教授
	江畑 嘉臣	印旛地域振興事務所
市民代表	田中 弘幸	市民代表
	泉館 明子	市民代表
	市村 紀男	市民代表
	高橋 莞爾	市民代表
	加藤 正	市民代表
	遠藤 和幸	商業者代表
事業者代表	市原 敏彦	千葉みらい農業協同組合
	市川 康雄	佐倉工業団地連絡協議会
	○太田 洋一郎	商業者代表
	鈴木 博	佐倉商工会議所
市長が必要と認める者	鈴木 博	佐倉商工会議所
	實川 正道	佐倉市収集業者代表

表1-2-5 佐倉市廃棄物減量等推進審議会開催状況（平成27年度）

開催回数	年月日	議 題
第1回	H27.7.16	(1) 福祉作業所における小型電子機器等分解・分別作業の実施について

### 第3節 関係機関との連携

市域を越えて広域化する環境問題を円滑かつ適正に処理するために、千葉県及び近隣市町村や全国の関係機関と、協議会などを組織し連携を図り、複雑化・多様化した環境問題の早期解決を目指しています。

佐倉市が参加、出資する各協議会等の名称及び設立趣旨等については、表 1-2-6 のとおりです。

表 1-2-6 協議会等

名称	設立年月日	設立趣旨及び活動内容	構成団体等
千葉県環境衛生促進協議会	S37. 6. 5	県内自治体の廃棄物の処理及び清掃に関する事業の施策推進を図るとともに、事業の合理的な運営並びに施設の適正な維持管理を実施すべく、会員相互の知識普及と技術の共有化を図り、もって生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的とする。	千葉県、県下市町村及び関係一部事務組合
印旛沼水質保全協議会	S46. 8. 28	印旛沼の水質を保全するための必要な事業を実施し、もって印旛沼の広域的価値を増進するために、良好な環境を保全する。	千葉県、佐倉市他12市町、印旛沼土地改良区、印旛沼漁業協同組合、JFE スチール(株)ほか
公益財団法人佐倉緑の基金	S59. 3. 31	市民の保存運動と佐倉市の自然保護運動を結合させ、佐倉にふさわしい環境を創造するために、自然保護、緑化活動等を行う。平成24年4月1日財団法人佐倉緑の銀行より移行。	佐倉市
公益財団法人印旛沼環境基金	S59. 11. 20	多くの市町村を流域に持つ印旛沼の水質浄化を推進し、周辺地域の環境保全に資することを目的とする。平成26年4月1日財団法人印旛沼環境基金より移行。	千葉県、佐倉市他流域10市2町
全国浄化槽推進市町村協議会	H 2. 11. 29	浄化槽行政の円滑な運営を支援するとともに、浄化槽の普及を促進し、並びにその設置及び維持管理の適正化等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、関連事項の調査・研究・普及・啓発などを行う。	各都道府県の浄化槽推進市町村協議会(千葉県は千葉県浄化槽推進協議会)
千葉県浄化槽推進協議会	H 3. 8. 29	千葉県における浄化槽の普及、設置、保守点検及び清掃の適正化等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、関連事項の調査・研究・普及・啓発などを行う。	佐倉市他49市町村及び賛助会員3団体

名 称	設立年月日	設立趣旨及び活動内容	構成団体等
印旛沼流域水循環健全化会議	H13. 10. 18	水質の改善が顕著でなく、都市化の進展等により、治水安全度が低下している印旛沼の状況を改善するため、中・長期的な観点から、流域の健全な水循環を考慮した印旛沼の水循環改善策、治水対策を検討する。	学識者、市民団体、土地改良区、漁業協同組合、水資源機構、国、千葉県、流域市町

## 第4節 決算

平成27年度においては、環境保全経費として約19億2029万円を支出し、公害防止対策、生活環境整備及び自然環境保全等に努めました。

表1-2-7 平成27年度事業別決算額

(単位：円)

区分	内容	決算額	区分	内容	決算額
環境衛生費	公衆トイレ維持管理事業	3,855,752	清掃総務費	職員人件費	107,021,056
	畜犬管理事業	1,097,318		一般事務費	334,320
	葬祭組合負担金	117,635,000	(小計)		107,355,376
	迷惑防止推進事業	89,100	じん芥処理費	最終処分場管理事業	7,010,813
	専用・簡易専用水道管理事業	165,038		一般廃棄物収集運搬事業	559,135,960
	一般事務費	425,299		環境美化対策事業	7,771,766
(小計)	123,267,507	不法投棄対策事業		11,030,471	
		不法投棄監視事業		1,007,264	
		減量化推進事業		26,582,399	
公害対策費	職員人件費	165,683,979	清掃組合負担金	719,848,000	
	一般事務費	346,691	(小計)	1,332,386,673	
	公害防止対策事業	10,659,936	し尿処理費	合併浄化槽普及促進事業	8,972,000
	印旛沼浄化運動事業	623,776		衛生施設管理組合負担金	138,511,000
	水質汚濁防止対策事業	7,872,650	(小計)	147,483,000	
	環境学習推進事業	395,592	(合計)	1,920,292,553	
	畔田谷津保全事業	787,197			
	地球温暖化防止啓発事業	283,874			
	自然環境施設保全事業	2,975,377			
	放射性物質対策事業	8,519,585			
	公害監視測定機器整備事業	1,219,320			
	住宅用省エネルギー設備導入促進事業	10,432,000			
(小計)	209,799,977				

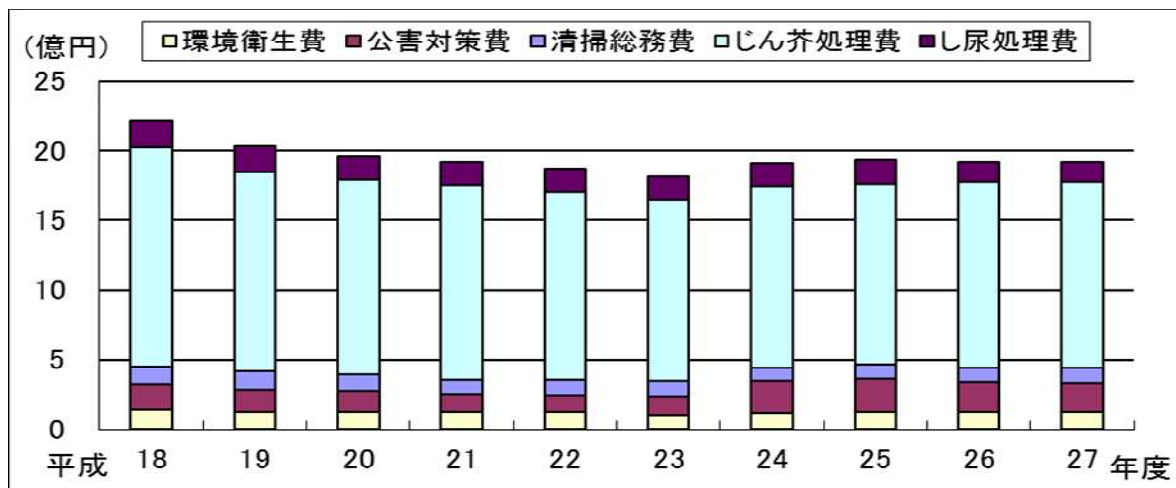


図1-2-1 環境保全経費決算額の推移